

□ 転出手続きについて

転出が決まりましたら、教材費等の精算やゆうちょ銀行の引落し口座停止手続き等がございますので担任に新住所、転出予定日、転出先の学校をお知らせください。

直接、学校（教頭、事務職員）に連絡していただいても結構です。

（TEL 072-633-1501）

※市役所への届出につきましては転出日の
2週間前からできます。



○ 茨木市内の学校へ転出される場合について

- ① 茨木市役所本館1階の市民課（出張所）で転居届の手続きをしていただくと『転出通知書』が発行されます。
- ② ①で受け取った「転入・転出通知書」を平田中学校へ提示してください。『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を発行いたします。
- ③ ①で受け取った「転入・転出通知書」及び、本校で発行した「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って転校先の学校へ行き、手続きを行ってください。

○ 茨木市外の学校へ転出される場合について

- ① 茨木市役所本館1階の市民課で住民異動（転出）の手続きをしていただくと『転出通知書』が発行されます。
- ② ①で受け取った「転入・転出通知書」を平田中学校へ提示してください。『在学証明書』と『教科用図書給与証明書』を発行いたします。
- ③ 転出先の自治体の役所で住民異動（転入）の手続きをすると『転入学通知書』（名称・様式は自治体によって様々です）が発行されます。
- ④ ③で受け取った「転入学通知書」及び、本校で発行した「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持って転校先の学校へ行き、手続きを行ってください。